証券コード　7162
平成27年６月８日

ASTMAX
株　主　各　位

東京都品川区東五反田二丁目10番２号
アストマックス株式会社
代表取締役社長　本　多　弘　明

第３期　定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第３期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月25日（木曜日）午後５時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬　具

記

1. **日　　時**　平成27年６月26日（金曜日）午前10時00分
2. **場　　所**　東京都港区六本木一丁目６番１号　泉ガーデンタワー７階
コンファレンスセンター　ROOM4+5
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. **目的事項**
報告事項
(1) 第３期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第３期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役４名選任の件
第４号議案　会計監査人選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結株主資本等変動計算書」、「連結計算書類の連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.astmax.com）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.astmax.com）に掲載させていただきます。

［添付書類］

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

Ⅰ　企業集団の現況に関する事項

当社グループのセグメントは、前連結会計年度末まで「アセット・マネジメント事業」、「自己勘定投資事業」の２事業に区分しておりましたが、第１四半期連結会計期間から「自己勘定投資事業」を「ディーリング事業」と「再生可能エネルギー関連事業」に分け、３事業に区分しております。従い、前連結会計年度との比較については、前連結会計年度のセグメント別を当連結会計年度のセグメント別に組み替えて比較しております。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末日現在において当社が判断したものであります。

1.　事業の経過及びその成果

当連結会計年度（平成26年４月１日～平成27年３月31日）における金融市場の動向は、主要先進国における積極的な金融緩和を背景に、株式市場、債券市場ともに堅調な推移となりました。

株式市場では、米国主導の緩やかな世界景気の回復と低インフレ環境が継続し、低金利が世界的に長期化するとの思惑から、第１四半期の米国株式市場は年度初めより史上最高値を更新する展開となりました。日本株も追加緩和期待や米株高に支えられて一本調子の上昇となり、欧州株はレンジ内で徐々に底値を切り上げる展開となりました。第２四半期には、ウクライナ情勢など地政学リスクの高まりを受け米欧主導で株価調整の場面もありましたが、小幅かつ短期的なものにとどまりました。第３四半期は、10月にかけ日欧主導の景気減速懸念等から世界的に株価が急落する局面もありましたが、米早期利上げ懸念の後退や欧州中央銀行の追加緩和観測、また、日銀によるサプライズ緩和などから主要株式市場は急反発しました。第４四半期には、原油安やギリシャ懸念などから１月半ばにかけ株価は調整しましたが、その後、欧州中央銀行による量的金融緩和の決定や米利上げ時期の先送り観測、国内では公的年金等による株式配分比率の引き上げなどから主要株式市場は年度末にかけ一段高となり、米欧株式市場の主要株式指数は史上最高値を更新、日経平均は15年ぶりに19,000円台で年度末を迎えました。また、主要先進国株式市場を代表する株価指数であるMSCI ワールドインデックス（米ドル建て）の上昇率は4.00％、米国のS&P500指数の上昇率は10.44％となったのに対し、日経平均株価指数は29.53％の上昇率となり、主要先進国市場で最も高いリターンとなりました。

債券市場では、欧州のデフレ懸念や力強さを欠く米国の景気回復、資源価格の下落を受けた新興国の成長鈍化などを要因とした世界的なディスインフレ環境が継続する中、日欧の中央銀行が金融緩和を更に推し進め、米FRBが緩和スタンスを継続したことから、主要国の長期金利は史上最低水準に向け下落する展開を辿りました。日本国債の10年利付債利回りは１月には0.2%を下回る水準まで低下、年度末時点のドイツ国債は残存期間７年以下の債券利回りが軒並みマイナスとなり、米10年国債利回りも年度初めの2.7%台から１%割れまで低下しました。

外国為替市場では、主要通貨に対して米ドルが独歩高となりました。雇用の改善を伴う景気回復が続いた米国では前年度後半より徐々に量的緩和策の縮小が進む一方、本邦においては日銀が平成25年４月の量的質的緩和に加えて平成26年10月に追加緩和を決定、また、欧州においては欧州中央銀行がこれまでの金融緩和に加えて平成27年１月には国債を含む大規模な資産購入プログラムを決定するなど、主要中央銀行間の金融政策の方向性の違いを背景に、米ドルは年度を通じて堅調に推移しました。ユーロの対ドルレートは一年で20%を超える下落となり、ドル円レートも年度初めの102円台から年度末の120円台まで円安ドル高が進みました。また、下期の資源価格下落を受けて、ブラジルレアルやインドネシアルピアなどの新興国通貨や、豪ドル、カナダドルなどの資源国通貨も大幅安となりました。

商品市況は一年を通じて下落基調を辿りました。第１四半期には、ウクライナ情勢の悪化や、リビア、イラクでの原油供給不安もありエネルギー価格は上昇、低金利やドル安を背景に金価格も上昇するなど、商品価格は総じて堅調に推移しましたが、第２四半期は、供給不安が後退してエネルギー価格が反落、中国の需要減速懸念などから非鉄金属価格も下落に転じ、豊作観測から穀物価格も下落基調が続きました。第３四半期には、OPECの減産見送りにより原油価格が暴落したほか、米ドル高が更に進んだことからドル建て商品価格は穀物価格を除き総じて軟調に推移しました。第４四半期は、エネルギー価格は揉み合い、金価格は値動きの荒い展開を続けましたが、穀物相場は南米の豊作観測などから年度末にかけ軟調となりました。米国在庫の増加や世界的な供給余剰感が原油価格の上値を抑えたのに加えて、イラン核開発問題が大枠合意に達したことも地政学リスクの後退として原油市況に弱気に働きました。

以上を背景として、当社の当連結会計年度の営業収益は4,401百万円（前年同期間比1,781百万円（68.0%）の増加）となりました。営業費用は3,820百万円（前年同期間比1,130百万円（42.0%）の増加）となり、経常利益は554百万円（前年同期間は86百万円の経常損失）となり、当期純利益は512百万円（前年同期間は115百万円の当期純損失）となりました。

セグメント毎の業績及び取組み状況は次のとおりです。

⑴アセット・マネジメント事業

当事業は、主にアストマックス投信投資顧問株式会社が推進しており、金融商品取引業と商品投資顧問業を行っております。

当連結会計年度においては、世界的に金融市場が概ね堅調な展開となる中、投資家の投資姿勢の積極化等を背景に投資信託の新規設定や既存の投資信託への追加投資の動きが活発化し、運用資産残高も４月から７月にかけて増加基調となりました。８月以降は、投資家による投資信託の新規設定や既存の投資信託への追加投資と解約が交錯する展開となりましたが、９月末の運用資産残高は前連結会計年度末比365億円増加の1,707億円となりました。第３四半期においては、10月半ば以降、９月から調整を進めていた株式市場が回復に転じ、為替市場でも円安が進展する中、投資信託の新規設定及び既存の投資信託への追加投資等を背景に運用資産残高が再び増加に転じ、運用資産残高合計は12月末時点では1,900億円を上回る水準となりました。2015年１月以降も投資家の積極的な投資姿勢が継続したことなどを背景に運用資産残高の増加基調が続き、当連結会計年度末の運用資産残高は前連結会計年度末比1,132億円の増加の2,474億円となりました。

前連結会計年度に行った経費削減策を受けて営業費用総額が前年同期間比で大幅に減少したこと、委託報酬率は前連結会計年度に比べ低水準で推移したものの運用資産残高が増加基調を維持したことなどを背景にアセット・マネジメント事業における月次セグメント利益は、９月以降は10月を除いて黒字で推移しました。

以上の結果、当事業における当連結会計年度の営業収益は1,099百万円（前年同期間比159百万円（16.9％）の増加)、セグメント利益は79百万円（前年同期間は143百万円のセグメント損失）となりました。当事業では、今後とも拡充した事業基盤を活用し、投資信託の販売会社並びに海外の運用会社等との協業を通じて運用資産残高の積み上げに努めるとともに、事業ポートフォリオの分散化及び多様化、収益基盤の拡充にも取組んでまいります。

(2) ディーリング事業

当事業は、主にアストマックス・トレーディング株式会社（以下、「ASTRA社」という。）及びアストマックス・エナジー株式会社が推進しており、東京商品取引所、CME、ICE等、国内外の主要取引所において商品先物を中心に、一部株価指数等の金融先物、現物株式、さらにはOTC市場（取引所を介さない相対取引の市場）を利用した自己勘定取引を行っております。

本項の冒頭で説明されている市場環境の中、第１四半期会計期間の営業収益は156百万円、セグメント利益は８百万円の利益計上となりましたが、第２四半期会計期間は主として裁定取引機会の減少により、営業収益は141百万円に減少し、セグメント損失は19百万円となりました。しかしながら、第３四半期会計期間は東京商品取引所の出来高及び取組高が貴金属を中心に急増するなどの取引環境の好転もあり、営業収益は246百万円、セグメント利益は40百万円と増収増益となりました。12月以降は原油市場が大幅に下落する中、東京原油市場の流動性が大幅に増加するなど、当事業にとっての市場環境は前四半期比一層改善し、第４四半期会計期間の営業収益は302百万円、セグメント利益は92百万円と十分な収益を確保することができました。下半期においては、国内商品市場への投資資金の流入と銘柄間の資金移動が起こり、商品価格のボラティリティーが上昇したことから、昨年度及び上半期に比べ裁定取引機会の増加が収益の回復につながりました。

以上の結果、当事業における当連結会計年度の営業収益は847百万円（前年同四半期比238百万円（39.2%）の増加）、セグメント利益は121百万円（前年同期間は168百万円のセグメント損失）となりました。

(3) 再生可能エネルギー関連事業

当事業はASTRA社が推進しております。当事業では主として再生可能エネルギー等を利用した発電及び電気の供給に関する事業を行っております。

再生可能エネルギー関連事業につきましては、進捗状況につき継続的に開示しておりますが、当連結会計年度における再生可能エネルギー関連事業の進捗状況は以下のとおりです。

① 青森県八戸市　出力規模：約5.2メガワット（１メガワット＝1,000キロワット）

最後の４サイト目（約1.3メガワット）の太陽光発電設備の建設が平成26年５月に完了しました。４サイト全てが稼働中となり、うち３サイトを他社保有、１サイトを当社グループ保有とし、ASTRA社が全サイトの管理・オペレーション業務を行っております。なお、当社グループ保有サイトについては、高知県安芸郡奈半利町の案件と同様のSPCを使ったスキームを利用しております。

② 栃木県大田原市　出力規模：約0.8メガワット

17区画（１区画当たりの出力規模は49キロワット）からなる太陽光発電設備の建設が平成26年８月に完了しました。売却先への設備の引渡しは平成26年８月から10月にかけて完了し、ASTRA社は各区画の管理・オペレーション業務を行っております。

③ 岩手県遠野市　出力規模：約１.2メガワット

太陽光発電設備の建設が平成26年９月に完了しました。売却先への設備の引渡しも完了し、ASTRA社は同サイトの管理・オペレーション業務を行っております。

④ 青森県三戸郡五戸町　出力規模：約２メガワット

40区画（１区画当たりの出力規模は49キロワット）からなる太陽光発電設備の建設が平成26年９月に完了しました。売却先への設備の引渡しは平成26年９月から12月にかけて完了し、ASTRA社は各区画の管理・オペレーション業務を行っております。

⑤ 高知県安芸郡奈半利町　出力規模：約2.2メガワット

太陽光発電設備の建設が平成27年１月に完了しました。本設備は、投資効率を上げるためにファイナンスを利用するとともに、当社グループとしての事業リスクを限定するためにSPC（特別目的会社）及び匿名組合契約（ASTRA社を出資者とし、SPCを営業者とする契約）を使った投資スキームを利用しており、SPCによる売電事業並びにASTRA社による同サイトの管理・オペレーション業務を開始しております。

⑥ 茨城県石岡市　出力規模：約0.7メガワット

13区画（１区画当たりの出力規模は約55キロワット）からなる太陽光発電設備の建設が平成27年３月に完了しました。うち６区画につきましては、売却先への設備の引渡しも完了しました。残る区画につきましては、販売活動を継続しております。

⑦ 栃木県佐野市　出力規模：約1.1メガワット

本サイトにつきましては、平成27年１月に着工し、太陽光発電設備の建設は当初、平成27年６月に完了予定でしたが、３か月前後の遅れが出る見込みです。

太陽光発電事業につきましては、引き続き新規案件への取組みを継続していますが、当社グループでの設備の継続保有と完成した設備の売却とのバランスを取りつつ、再生可能エネルギー関連事業全体での投資資金を管理していく予定です。

また、ASTRA社では、ベースロード電源である地熱・バイオマス・小水力等を利用した発電事業への取組みを進めております。このうち地熱発電事業に関して、ASTRA社が手掛ける「尾八重野地域地熱資源開発調査事業（宮崎県えびの市）」が独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構による「平成26年度地熱資源開発調査事業費助成金交付事業」の採択を受け、平成27年２月まで地表調査を実施しました。同地区では引き続き地元の方々のご理解を得ながら、２メガワット規模の地熱発電の事業化を目指して試掘井の掘削を進めていく予定です。また、地熱発電事業では、100から300キロワット規模のバイナリー発電と呼ばれる小規模発電の事業化についても検討を進めております。

なお、平成27年１月22日付で資源エネルギー庁より出力制御の対象の見直し及びいわゆる30日ルールの時間制への移行等を内容とする「再生可能エネルギー特別措置法施行規則の一部を改正する省令と関連告示」が公布され、更に平成27年３月19日付で同庁より平成27年度の買取価格が公表されましたが、ASTRA社において取り進めている案件につきましては、当連結会計年度末時点において、重大な影響は受けておりません。

以上の結果、当事業における当連結会計年度の営業収益は2,470百万円（前年同四半期比1,389百万円（128.4％）の増加）、セグメント利益は364百万円（前年同四半期比139百万円（62.1％）の増加）となりました。

上記、セグメント利益又は損失は連結財務諸表の経常利益と調整を行っており、連結会社間の内部取引消去等の調整額が含まれております。

2. 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資等といたしましては、太陽光発電設備の設置を行い、一部設備の売却をしております。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金につきましては、自己資金及び金融機関からの借入金をもって充当いたしました。

4. 対処すべき課題

当社グループは今後更なる事業及び収益の拡大を図るために、以下の課題に取り組む所存です。

(1) 経常利益及び税金等調整前当期純利益の確保

当社は、上場企業である持株会社として、「収益力を高め、利益を拡大して、企業価値の向上を目指すこと」並びに、「継続企業として、将来にわたってステークホルダーに付加価値を提供し続けること」を目標としております。

平成27年３月期は全ての事業において経常利益及び税金等調整前当期純利益を確保することができました。

当社は、引き続き事業展開の優先度、経営資源の適正な配分と各事業会社の設定目標の進捗管理の強化等を通じて、平成28年３月期も継続してこの課題を十分に認識し、対処してまいる所存です。

(2) 持株会社体制下での経営資源及びリスクの効果的な配分と管理

上記の目標達成のためには、当社グループの事業展開のスピードアップを図り、経営効率を上げていかなければなりません。平成24年10月１日付の組織再編により、新設持株会社の傘下にアセット・マネジメント事業と、ディーリング事業及び再生可能エネルギー関連事業を営む２つの事業会社を子会社とする組織といたしました。これにより、各事業の管理業務は新設持株会社である当社に集約され、当社グループ全体の管理業務の効率化及び管理コストの削減を図ると共に、各事業におけるファイア・ウォール（業務隔壁）の更なる徹底と各々の事業会社の迅速な意思決定を可能とする体制を構築しました。引き続き、当社グループは、経営資源の効率的な配分及びリスクの効果的な管理に取り組んでいく所存です。

(3) アセット・マネジメント事業の収益の増大

アストマックス投信投資顧問株式会社は平成25年３月期に投資運用会社２社を買収し、事業規模拡大を目指すことが可能な体制となりました。平成26年３月期においては統合効果の一つであった人件費及び地代家賃等の大幅削減による販売管理費の削減は達成したものの、既存運用資産に対する大口解約の発生、当社グループが得意としているコモディティーを対象とする運用における資金流出等の市場環境等による影響を受けて、営業収益を目標通りに伸ばすことができませんでした。

しかしながら、平成27年３月期は統合後の体制固めもほぼ完了することができ、運用資産残高が平成26年３月末の1,341億円から平成27年３月末は2,474億円へと大幅に増加し、下期以降単月黒字化を達成いたしました。今後も、統合前の各社の得意分野のシナジー効果を発揮し、運用商品ラインアップの多角化及び営業ラインの更なる強化に加え、当社グループ会社の協力も得て「再生可能エネルギー」関連の運用案件の取扱いにも注力して参る予定です。

投資家の皆様からの信頼を勝ち得るためのブランド力の強化、商品の多様化、効率的な営業力の拡充、運用のより一層の内製化、海外運用会社との協業及び、オルタナティブ資産運用と伝統的資産運用のアセットミックス（最適ポートフォリオ）の提供について、引き続きスピード感をもって進めていく所存です。

(4) ディーリング事業の一層の強化

ディーリング事業においては、ディーラーのスキルアップをサポートすべく市場分析を担当するチームを新設し、新ストラテジーの提案、市場分析レポートの提供、市場データの蓄積、新規取引対象の調査・分析、取引インフラの整備等を進め、収益源の多様化と収益力の拡大を目指しております。またディーリング事業全体のポートフォリオ分析を深化させ、より効率的に資金を運用し、個々のディーラーがその能力を十分に発揮できる体制を維持して参ります。他方、リスク管理の面では、管理手法の高度化と管理体制の効率化を両立させ、更に低コストで十分な管理運営を行う体制構築を推進して参ります。

(5) 再生可能エネルギー関連事業における事業基盤の拡充

再生可能エネルギー関連事業においては、再生可能エネルギー関連事業の発掘、開発、アレンジメント及び投資への取組み並びに農業生産法人への出資を行っております。当事業は平成27年３月期から再生可能エネルギー関連事業セグメントとして当社グループの中核的事業の一つとして位置付けております。当社グループとしては、「発電事業に投資し自ら発電事業を営むとともに一部をファンド化する等の展開により投資資金の早期回収を行い再投資する。」というビジネス展開を継続してまいる方針です。太陽光発電事業のみならず、地熱、バイオマス等の再生可能エネルギーへの展開や、新電力（PPS）等への参入を引き続き検討しております。これらの取組みを通じて中長期的に安定した事業セグメント収益の実現に繋げていきたいと考えております。

(6) グループ企業の諸制度及びシステム体制の統一

当社グループは、平成25年３月期に２度にわたる重要な企業買収を行っておりますが、各社がそれぞれ有していた人事制度等を中心とする諸制度及びシステム体制につきましては、新組織における運営に合わせて効率化を推進して参りました。当社グループ内におきましては、統一すべきものと、各事業会社が個別に規定すべきものとの選別を行いつつ、更に業務効率を上げる努力を続けていかなければならないと考えております。

当社グループの中でも、金融商品取引業者として高いレベルでの事業継続プラン等のバックアップ体制を求められるアセット・マネジメント事業に関しては、データサーバー等を当社所在地とは別に確保すると共にサテライト・オフィスを利用したバックアップ体制を構築し、万一の障害が発生した場合においてもアセット・マネジメント事業を継続できる体制を維持しております。この現在の体制について、バックアップ体制の質を保持しつつも、効率化を図ることが必要となります。

(7) コンプライアンスの徹底

上場企業としてグループ内に顧客資産の運用に携わる事業会社を擁する当社グループは、極めて公共性の高いビジネスの担い手であると強く認識しております。よって役職員一人一人に高いモラルが求められており、当社グループの全役職員に対して社内規程で法令等の遵守を求めると共に、誓約書を提出させております。コンプライアンスについては、継続的な啓蒙活動とチェックが必要であり、引き続きその徹底を図っていく所存です。

(8) 情報管理の徹底

当社グループでは、各事業会社で、商品先物市場及び金融商品市場等において、アセット・マネジメント事業とディーリング事業を行っております。両事業は以前よりオフィスを物理的に隔離し、ICカードキーにより入室者を限定する等、相互に立ち入りができないオフィス管理体制を取っておりましたが、より両事業における情報遮断等を徹底すべく、平成24年10月にはそれぞれの事業を別会社化いたしました。また、両事業の取引データを含む業務上の全てのデータにはアクセス権を設定し厳格なファイア・ウォール体制を築いております。上記コンプライアンスの徹底同様、このファイア・ウォール体制についても役職員の高い意識が重要であるとの認識のもと、今後も継続して役職員の啓蒙、意識の醸成に努めてまいります。

（注） ファイア・ウォールとは、元来は、米国における銀行業務と証券業務を分離するための業務隔壁を指します。また、証券会社の引受部門やM&A部門と、株式部門のディーラーや営業部門との間における未公開情報の交換を防ぎ、インサイダー取引等を未然防止するための隔壁は「チャイニーズ・ウォール」とも呼ばれています。

5. 財産及び損益の状況の推移

	第１期 平成25年３月期	第２期 平成26年３月期	第３期 (当連結会計年度) 平成27年３月期
営業収益(千円)	1,925,911	2,619,375	4,401,212
経常利益(△損失)(千円)	6,672	△86,697	554,647
当期純利益(△純損失)(千円)	△4,944	△115,708	512,162
発行済株式総数(期末時点)(株)	13,098,700	13,111,000	13,129,400
１株当たり当期純利益(△純損失)(円)	△0.39	△8.83	39.06
総資産(千円)	5,086,336	4,917,523	6,495,454
純資産(千円)	4,053,534	3,936,036	4,450,293

（注）１株当たり当期純利益（△純損失）は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。

6. 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
アストマックス投信投資顧問株式会社	95,000千円	99.6%	投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業、商品投資顧問業
アストマックス・トレーディング株式会社	1,000,000千円	100%	ディーリング事業 再生可能エネルギー関連事業
アストマックス・エナジー株式会社	40,000千円	100% (100%)	有価証券等を含む金融商品の運用及び商品先物取引等の投資事業
ASTMAX INVESTMENT LTD.	70,000千円	99.6% (99.6%)	ファンドへの投資、並びにファンド等の管理等

(注) 出資比率の()は、間接所有割合を記載しております。

7. 主要な事業内容

事業部門	事業内容
アセット・マネジメント事業	国内外の商品先物市場及び金融市場を中心とした顧客資産の運用業務に加え、ヘッジファンド、プライベートエクイティファンド等に投資を行うファンド・オブ・ファンズ業務を行い、国内個人投資家、国内年金基金及び海外投資家等の資産運用を行う事業を、ASTAM社を通じて行っております。
ディーリング事業	国内商品先物市場を中心に、海外先物取引所、OTC市場（取引所を介さない相対取引の市場）等を利用した自己勘定による運用業務を行う事業を、ASTRA社を通じて行っております。
再生可能エネルギー関連事業	再生可能エネルギー等を利用した発電及び電気の供給に関する事業を、ASTRA社を通じて行っております。

8. 主要な営業所

(1) 当 社

本 社 東京都品川区東五反田二丁目10番２号

(2) 子会社

アストマックス投信投資顧問株式会社	東京都品川区
アストマックス・トレーディング株式会社	東京都品川区
アストマックス・エナジー株式会社	東京都品川区
ASTMAX INVESTMENT LTD.	Grand Cayman, Cayman Islands

9. 従業員の状況

従業員数	前期比増減	平均年齢	平均勤続年数
68 名	3 名減	42.19 歳	8.44 年

10. 主要な借入先

借入先	借入残高
ＪＡ三井リース株式会社	740百万円
株式会社りそな銀行	303百万円
株式会社三井住友銀行	66百万円
株式会社みずほ銀行	46百万円

11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数　36,000,000株

2. 発行済株式の総数　13,129,400株

3. 当期末株主数　2,357名

4. 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社大和証券グループ本社	2,260,100株	17.21%
マネックスグループ株式会社	1,970,000株	15.00%
有限会社啓尚企画	1,306,000株	9.95%
牛嶋英揚	638,000株	4.86%
THE BANK OF NEW YORK, NON-TREATY JASDEC ACCOUNT	482,000株	3.67%
白木信一郎	370,000株	2.82%
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	360,200株	2.74%
小幡健太郎	312,000株	2.38%
山本純也	256,600株	1.95%
稲垣博之	240,000株	1.83%

5. その他株式に関する重要な事項

当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式の総数が18,400株、資本金が3,128,000円、資本準備金が3,128,000円増加しております。

Ⅲ　会社の新株予約権等に関する事項

1.　当事業年度末日に当社役員が保有している新株予約権等の発行状況

該当事項はありません。

2.　当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

3.　その他新株予約権等に関する重要な事項

平成26年５月20日に当社第１回新株予約権の行使期間が満了となりました。

Ⅳ　会社役員に関する事項

1.　取締役及び監査役の氏名等（平成27年３月31日現在）

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	牛　嶋　英　揚	アストマックス・トレーディング株式会社　代表取締役社長 アストマックス・エナジー株式会社　代表取締役社長
代表取締役社長	本　多　弘　明	アストマックス投信投資顧問株式会社　代表取締役社長
常務取締役	小　幡　健太郎	管掌役員（経営企画室、経理室、人事室、総務室、情報システム室 担当）
取　締　役	木　曽　慎　二	株式会社大和証券グループ本社　経営企画部次長 大和証券株式会社　経営企画部次長 大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社　監査役
常勤監査役	繁　畑　友　章	アストマックス・トレーディング株式会社　監査役 アストマックス投信投資顧問株式会社　社外監査役
監　査　役	石　川　昌　広	―
監　査　役	小　坂　義　人	飛悠税理士法人　代表社員 太陽有限責任監査法人　パートナー スター・マイカ株式会社　社外監査役 信越化学工業株式会社　社外監査役
監　査　役	山　口　洋　興	―

（注）1. 取締役 木曽慎二氏は社外取締役であります。
2. 監査役 小坂義人、山口洋興の両氏は社外監査役であります。
3. 監査役 小坂義人、山口洋興の両氏は株式会社東京証券取引所JASDAQ市場が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
4. 監査役 小坂義人氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 桑島正治氏は、平成26年６月27日開催の第２期定時株主総会の終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
6. 福島啓修氏は、平成26年６月27日開催の第２期定時株主総会の終結の時をもって、辞任により監査役を退任いたしました。

2. 取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	支給人員	報酬等の額
取　締　役	3 名	39 百万円
監　査　役 （うち社外監査役）	5 名 （3 名）	9 百万円 （ 4 百万円）
合計	8 名	49 百万円

（注）1. 上記の取締役及び監査役の支給人員には、平成26年６月27日開催の第２期定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役１名を含んでおります。
2. 平成25年６月26日開催の第１期定時株主総会の決議に基づく取締役の報酬限度額は年額200百万円、監査役の報酬限度額は年額40百万円であります。

3. 社外役員等に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

取締役 木曽慎二氏は、株式会社大和証券グループ本社の経営企画部次長、大和証券株式会社の経営企画部次長及び大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社の監査役を兼職しております。木曽氏が経営企画部次長を兼職している株式会社大和証券グループ本社は、当社の発行済株式総数の約17.21%を保有する大株主であります。木曽氏が経営企画部次長を兼職している大和証券株式会社と当社の間には、資本関係及び取引関係はありません。

監査役 小坂義人氏は、飛悠税理士法人の代表社員、太陽有限責任監査法人のパートナー並びにスター・マイカ株式会社及び信越化学工業株式会社の社外監査役であります。各法人等と当社の間には、資本関係及び取引関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区　　分	氏　　名	当事業年度における主な活動状況
社外取締役	木　曽　慎　二	当事業年度開催の取締役会には、14回中14回出席し、複数社の経営企画部を兼任しているとともに、税理士有資格者であることから、当社固有の問題点のみならず、幅広い専門的見地をもとに、経営から独立した客観的・中立的な立場から取締役会の妥当性・適性性を確保するための発言を行っております。
社外監査役	小　坂　義　人	当事業年度開催の取締役会には、14回中13回出席し、主として公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。 また、当事業年度開催の監査役会には、14回中12回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	山　口　洋　興	当事業年度開催の取締役会には、14回中14回出席し、主として他社で常勤監査役及び社外監査役を務められた経験を活かした発言を行っております。 また、当事業年度開催の監査役会には、14回中14回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

（注） 書面決議による取締役会の回数は除いております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役については金３百万円と法令で定める最低責任限度額のいずれか高い額とし、社外監査役については金２百万円と法令で定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

Ⅴ　会計監査人の状況

1.　会計監査人の名称　　新日本有限責任監査法人

2.　会計監査人としての報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	12	百万円
②当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27	百万円

（注）　当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

3.　非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

4.　会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、当社都合の場合のほか、当社監査役会が当該会計監査人が会社法第340条第１項に定められている解任事由に該当し、改善の見込みがないと判断した場合、もしくは監督官庁から監査業務停止、契約違反等、当社の監査業務に重大な事態が生じた場合には、監査役会は取締役会に対して会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に付議するよう請求いたします。

Ⅵ　会社の体制及び方針

当社は、平成24年10月１日開催の取締役会において会社法第362条及び会社法施行規則第100条に基づき、業務の適正を確保するための体制整備に向けた基本方針を決定し、平成25年４月24日開催の取締役会にて一部改定いたしました。

当事業年度末現在の基本方針の内容は以下のとおりであります。

1.　取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条第４項第六号）

(1) 「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、取締役が法令、社内規程及び社会通念等を遵守した行動をとるための規範や行動基準を定め、その推進を図り、さらに、同マニュアルの遵守につき全員から誓約書を提出させております。

(2) 「コンプライアンス規程」を制定し、取締役による法令等の違反行為を禁止事項と規定しております。併せて、これに違反した取締役に対する制裁規定を明文化しております。

(3) 監査役は、取締役会決議その他において行われる取締役の意思決定に関して、善管注意義務、忠実義務等、法的義務の履行状況を、事実認識の正確性、意思決定内容の合理性、法的適合性、経営者としての合理性等の観点から監視検証しております。

2.　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第100条第１項第一号）

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制は、別途定める「文書保存・取扱規程」及び「稟議規程」に従って管理を行い、取締役及び監査役は常時閲覧可能な体制をとっております。保存期間は株主総会議事録、取締役会議事録及び監査役会議事録並びに重要な契約等を永久保存とし、重要な会議議事録及び重要な案件の稟議書等は10年としております。

3.　損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第１項第二号）

(1) 損失の危険の管理に関する規程は、当社においては「リスク管理規程」であります。

(2) 当社の認識するリスクとは、業務に不測の損失を生ぜしめ、当社の資本を毀損する可能性を有する要因であり、運用リスク、事務リスク、システムリスク、不公正取引リスク及びその他のリスクに分類しております。

(3) 業務から生じるリスクを取締役会が承認する範囲内に留めるとともに、リスクを個別及び総体として適切に把握・管理する体制を整備し、管理していくことをリスク管理の基本的な考え方としております。

(4) 運用リスクについては、「自己資産運用管理規程」にて運用リスク管理方法とその体制を定め、「自己資産運用のリスク管理に関する細則」にて総枠及びその具体的管理方法を定め、その内容につき取締役会の承認を得ることとしております。

(5) 事務リスクについては、「事務規程」を定めてその遵守を徹底しております。

(6) システムリスクについては、情報システム室が、ネットワークの監視、遠隔地でのバックアップ体制の構築推進などを実施しております。さらに情報セキュリティ管理体制を推進するために、独立した常設機関として、情報セキュリティ委員会を設置しております。

(7) 不公正取引リスクについては、「自己資産運用管理規程」等の関連規程を制定すると共に、当該取引を管理する独立した部署を設置しシステム等の利用を含め法令等の遵守体制を構築しております。

(8) その他のリスクについては、危機発生を想定し、投資家保護、役職員の安全、自己資産保全、データ保護等に関する「コンティンジェンシープラン」を制定しております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第１項第三号）

(1) 定例取締役会を毎月１回開催し、また適宜必要に応じ臨時取締役会を開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行っております。

(2) 取締役会を補強する会議として経営会議（経営・業務執行方針の審議・決定、重要案件・事項の審議・決定等)を月２回程度、戦略会議（予算案及びその見直し案の策定のための討議及び社長への具申）を年２回、開催しております。

(3) 監査役は、取締役会決議その他において行われる取締役の意思決定に関して、善管注意義務、忠実義務等、法的義務の履行状況を、事実認識の正確性、意思決定内容の合理性、法的適合性、経営者としての合理性等の観点から監視検証しております。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法施行規則第100条第１項第四号）

(1) 「コンプライアンス規程」を制定するとともに、総務室を主管部署として、法令等からの逸脱行為の発生を未然に防止し、問題が発生した場合には、直ちに是正できる社内体制を構築しております。

(2) 各部室にコンプライアンス担当者を配置し、同担当者は各部室における法令等の遵守状況のチェックを行っております。一方、総務室は同担当者に対し指導・教育を行い、チェック項目の有効性の検証を実施しております。また、総務室はそれらの状況をチーフ・コンプライアンス・オフィサー、社長及び監査役に報告し、社長または監査役が問題点があると判断した場合は、チーフ・コンプライアンス・オフィサーに改善を命ずることとなります。

(3) 「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、従業員が法令、社内規程及び社会通念等を遵守した行動をとるための規範や行動基準を定め、その推進を図り、さらに、同マニュアルの遵守につき全員から誓約書を提出させております。

(4) 「コンプライアンス規程」にコンプライアンス・ホットライン制度を規定し、従業員はその上司に相談することなく、コンプライアンス上問題があると判断した事柄を直接内部監査室長または外部第三者窓口に報告できるシステムを設けております。

(5) 「第三者窓口への内部通報に関する規程」を制定し、違法、不正、不当な行為を社外の第三者（中立的な弁護士）に通報することができる制度としております。

(6) 「コンプライアンス規程」に違反した従業員に対して制裁規定を設けております。

6. 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則第100条第１項第五号）

(1) 「関係会社管理規程」を制定するとともに、関係会社に対し、要打合せ事項を設定、それに該当する事態の場合、打合せを受けることになっております。

(2) 内部監査では、当社だけでなく連結子会社も監査対象にしており、業務・会計両監査面において、その業務の適正性が十分把握されております。

(3) 監査役会として、当社に加え、子会社の監査を行い、業務や会計の適正性などをチェックしております。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項（会社法施行規則第100条第３項第一号）

監査役の職務を補助する組織を経理室としております。

8. 当該使用人の取締役からの独立性に関する事項（会社法施行規則第100条第３項第二号）

監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に関して、取締役、経理室長等の指揮命令を受けないこととしております。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制（会社法施行規則第100条第３項第三号）

「監査役監査基準」により、監査役は、内部統制システムの構築状況及び運用状況についての報告を取締役または従業員から定期的に求めることとなっております。また、同基準により監査役は、取締役会その他重要な会議への出席、取締役及び従業員等から情報を受領することができるとされており、報告に関する体制は確立されております。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第３項第四号）

「監査役会規程」を定め、その中で監査役会は代表取締役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の実施における環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行うなど、代表取締役との相互認識を深めるよう努めるとしており、監査役会の構成員たる監査役は当然に参加し、経営トップ層との直接コンタクトにより監査の実効性を確保しております。

11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

「反社会的勢力に対する基本方針」を定めて、反社会的勢力による不当要求に対して毅然とした態度で対応し、取引関係を含めた一切の関係を遮断することとしております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

① 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

対応統括部署を総務室、責任者を総務室長とし、反社会的勢力による不当要求に対応することとしております。

② 外部の専門機関との連携状況

警察署及び顧問弁護士と連携し、反社会的勢力による不当要求に備えております。

③ 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

不当要求防止責任者による講習会の受講及び役職員へのフィードバックを実施しております。

④ 対応マニュアルの整備状況

「コンプライアンス・マニュアル」に反社会的勢力との対決について定めております。

⑤ 研修活動の実施状況

「コンプライアンス・マニュアル」及び「反社会的勢力に対する基本方針」の更なる周知徹底を、社内研修会等を通じて促進しております。

上記の内容は、当事業年度末日現在で記載しております。なお、平成27年４月22日開催の取締役会決議により、平成27年５月１日付会社法及び会社法施行規則の改正を条件として、体制の見直しを行っております。

Ⅶ　剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、長期的に企業価値を高め、株主の皆様へ還元することが、企業として最も重要な課題であると考えております。以前より、当社の剰余金の配当は連結当期純利益の30％を目処に、期末配当を年１回行うことを基本方針としております。

当期の期末配当（初配）につきましては、業績並びに今後の経営環境等を考慮し、利益剰余金を原資として、１株当たり11円80銭の期末配当（初配）を実施する予定であります。

なお、当社は会社法第454条第５項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、剰余金の配当の決定機関は期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

（本事業報告中の記載数字は、金額は単位未満切り捨て、比率その他は四捨五入しております。）

連結貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	**【4,218,993】**	**【流動負債】**	**【942,004】**
現金及び預金	1,831,003	営業未払金	213,428
営業未収入金	384,608	短期借入金	146,800
製品	99,686	１年内返済予定の長期借入金	54,666
仕掛品	648	未払金	63,815
差入保証金	1,246,836	未払費用	28,368
繰延税金資産	67,654	賞与引当金	72,151
その他	588,556	インセンティブ給引当金	20,743
【固定資産】	**【2,269,314】**	その他	342,029
（有形固定資産）	**(1,581,793)**	**【固定負債】**	**【1,103,156】**
建物及び構築物	127,833	長期借入金	954,986
機械及び装置	1,058,559	退職給付に係る負債	48,187
車両運搬具	365	その他	99,983
器具及び備品	10,592		
土地	305,151		
リース資産	6,249		
建設仮勘定	73,041		
（無形固定資産）	**(292,538)**		
のれん	278,728		
その他	13,810	**負債合計**	**2,045,161**
（投資その他の資産）	**(394,982)**	純資産の部	
投資有価証券	198,537	**【株主資本】**	**【4,438,866】**
関係会社株式	7,040	資本金	2,008,292
出資金	67,321	資本剰余金	1,960,794
長期差入保証金	121,842	利益剰余金	469,779
長期未収入金	2,287	**【その他の包括利益累計額】**	**【4,209】**
貸倒引当金	△2,047	その他有価証券評価差額金	4,209
【繰延資産】	**【7,146】**	**【新株予約権】**	**【5,187】**
創立費	7,000	**【少数株主持分】**	**【2,029】**
開業費	146	**純資産合計**	**4,450,293**
資産合計	**6,495,454**	**負債純資産合計**	**6,495,454**

（注）　記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
営業収益		**4,401,212**
アセット・マネジメント事業収益	1,084,350	
ディーリング事業収益	847,581	
再生可能エネルギー関連事業収益	2,469,280	
営業費用		**3,820,917**
営業利益		**580,295**
営業外収益		**5,355**
受取利息	1,175	
業務受託料	2,222	
その他	1,957	
営業外費用		**31,002**
支払利息	26,754	
創立費償却	2,799	
為替差損	488	
その他	960	
経常利益		**554,647**
特別利益		**5,050**
新株予約権戻入益	5,050	
特別損失		**12,849**
固定資産除却損	459	
減損損失	1,973	
関係会社株式評価損	7,497	
債権放棄損	2,919	
税金等調整前当期純利益		**546,849**
法人税、住民税及び事業税	47,068	
法人税等調整額	△12,931	**34,137**
少数株主損益調整前当期純利益		**512,711**
少数株主利益		**549**
当期純利益		**512,162**

（注） 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	**【1,112,235】**	**【流動負債】**	**【143,928】**
現金及び預金	88,856	短期借入金	34,000
前払費用	2,172	リース債務	7,768
関係会社短期貸付金	845,000	未払金	15,101
未収還付法人税等	93,907	未払費用	4,002
関係会社未収入金	81,398	未払法人税等	313
関係会社未収収益	100	預り金	3,300
その他	798	賞与引当金	16,888
【固定資産】	**【3,271,402】**	関係会社短期借入金	55,000
（有形固定資産）	**(27,449)**	関係会社未払金	7,543
建物	14,849	関係会社未払費用	10
器具及び備品	6,350	**【固定負債】**	**【20,520】**
リース資産	6,249	リース債務	569
（無形固定資産）	**(2,051)**	退職給付引当金	19,951
ソフトウェア	1,029	**負債合計**	**164,449**
リース資産	1,022	純資産の部	
(投資その他の資産)	**(3,241,901)**	**【株主資本】**	**【4,221,000】**
投資有価証券	47,600	**資本金**	**2,008,292**
関係会社株式	3,115,615	**資本剰余金**	**1,960,794**
長期差入保証金	78,685	資本準備金	1,008,292
【繰延資産】	**【7,000】**	その他資本剰余金	952,501
創立費	7,000	**利益剰余金**	**251,913**
		その他利益剰余金	251,913
		繰越利益剰余金	251,913
		【新株予約権】	**【5,187】**
		純資産合計	**4,226,187**
資産合計	**4,390,637**	**負債純資産合計**	**4,390,637**

（注） 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
営業収益		276,083
業務受託収入	276,083	
営業費用		283,052
営業損失		6,969
営業外収益		176,892
受取利息	101	
受取配当金	176,265	
雑収入	525	
営業外費用		4,682
支払利息	1,882	
創立費償却	2,799	
経常利益		165,240
特別利益		5,050
新株予約権戻入益	5,050	
税引前当期純利益		170,291
法人税、住民税及び事業税	△44,475	
法人税等調整額	3,068	△41,407
当期純利益		211,698

（注）　記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月13日

アストマックス株式会社
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　森　重　俊　寛　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　市　川　克　也　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、アストマックス株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アストマックス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月13日

アストマックス株式会社
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　森　重　俊　寛　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　市　川　克　也　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、アストマックス株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第３期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第３期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、常勤監査役が重要な子会社の監査役を兼務しており、重要な子会社の取締役会に出席するほか、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月25日

アストマックス株式会社　監査役会

常勤監査役　繁　畑　友　章　㊞

監　査　役　小　坂　義　人　㊞

監　査　役　山　口　洋　興　㊞

監　査　役　石　川　昌　弘　㊞

（注）監査役小坂義人及び監査役山口洋興は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、長期的に企業価値を高め、株主の皆様へ還元することが、企業として最も重要な課題であると考えております。以前より、当社の剰余金の配当は連結当期純利益の30%を目処に、期末配当を年１回行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、業績並びに今後の経営環境等を考慮し、利益剰余金を原資として、以下のとおり、１株当たり11円80銭の期末配当（初配）とさせていただきたいと存じます。

① 配当財産の種類
　金銭といたします。

② 配当財産の割当に関する事項及びその総額
　当社普通株式１株につき金11円80銭といたしたいと存じます。
　なお、この場合の配当総額は154,926,920円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
　平成27年６月29日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行に伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を充分に発揮できるようにするため、現行定款第28条（取締役の責任免除等）及び第36条（監査役の責任免除等）の一部を変更するものであります。

なお、現行定款第28条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

また、資本政策及び配当政策を機動的に遂行することが可能となるよう、定款変更案のとおり第37条(剰余金の配当等の決定機関）及び第38条（剰余金の配当の基準日）を新設し、併せて同条の一部と内容が重複する現行定款第７条（自己株式の取得）及び第38条（剰余金の配当の基準日等）を削除するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示します。）

現行定款	変更案
第１条～第６条 （条文省略）	第１条～第６条 （現行どおり）
（自己株式の取得） 第７条　当会社は、会社法第１６５条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。	（削除）
第８条～第２７条 （条文省略）	第７条～第２６条 （現行どおり）
（取締役の責任免除等） 第２８条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２．当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	（取締役の責任免除等） 第２７条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２．当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。
第２９条～第３５条 （条文省略）	第２８条～第３４条 （現行どおり）

現行定款	変更案
（監査役の責任免除等） 第３６条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２．当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	（監査役の責任免除等） 第３５条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２．当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。
第３７条 （条文省略）	第３６条 （現行どおり）
（剰余金の配当の基準日等） 第３８条　当会社は、株主総会の決議により、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。 ２．当会社は、前項のほか、取締役会の決議により、毎年９月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。	（削除）
（新設）	（剰余金の配当等の決定機関） 第３７条　当会社は、剰余金の配当等会社法第４５９条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。
（新設）	（剰余金の配当の基準日） 第３８条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月31日とする。 ２．当会社の中間配当の基準日は、毎年９月30日とする。 ３．前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
第３９条 （条文省略）	第３９条 （現行どおり）

第３号議案　取締役４名選任の件

本総会終結の時をもって現任の取締役４名全員が任期満了となりますので、取締役４名（重任４名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	うしじま　ひであき 牛　嶋　英　揚 (昭和30年７月３日生)	昭和53年４月 住友商事株式会社入社 平成４年５月 同社　非鉄金属部部長付　銅マーケティング課長 平成５年４月 アストマックス株式会社（現アストマックス・トレーディング株式会社）入社 常務取締役 平成６年11月 同社　代表取締役常務 平成10年５月 同社　代表取締役専務 平成13年５月 同社　代表取締役社長 ASTMAX INVESTMENT LTD. Managing Director 平成19年３月 アストマックス・キャピタル株式会社(現アストマックス・トレーディング株式会社)　代表取締役 平成19年６月 アストマックス・フューチャーズ株式会社（現アストマックス・トレーディング株式会社）　代表取締役社長 平成22年７月 アストマックス株式会社（現アストマックス・トレーディング株式会社）　代表取締役会長 平成24年10月 当社　代表取締役会長（現任） アストマックス・トレーディング株式会社　代表取締役社長（現任） 平成25年９月 アストマックス・エナジー株式会社　代表取締役社長（現任）	638,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	ほんだ　ひろあき 本　多　弘　明 （昭和31年10月４日生）	昭和54年４月 住友商事株式会社入社　財務部、英国駐在、為替資金部 平成９年４月 同社　プロジェクトファイナンス部部長代理 平成13年５月 ウエストドィッチェ・ランデスバンク東京支店（現ウェストエルビー・アーゲー東京支店）エグゼクティブディレクター 平成15年２月 アストマックス・アセット・マネジメント株式会社（現アストマックス・トレーディング株式会社）　代表取締役社長 平成18年６月 アストマックス株式会社（現アストマックス・トレーディング株式会社）　常務取締役 平成19年６月 同社　専務取締役 平成19年９月 ASTMAX INVESTMENT LTD. Managing Director 平成20年６月 アストマックス株式会社（現アストマックス・トレーディング株式会社）　代表取締役専務 平成22年７月 同社　代表取締役社長 平成24年８月 マネックス･オルタナティブ･インベストメンツ株式会社（現アストマックス投信投資顧問株式会社）　社外取締役 平成24年10月 当社　代表取締役社長（現任） アストマックス投資顧問株式会社（マネックス･オルタナティブ･インベストメンツ株式会社から商号変更、現アストマックス投信投資顧問株式会社）　代表取締役社長 平成24年12月 ＩＴＣインベストメント・パートナーズ株式会社（現アストマックス投信投資顧問株式会社）　社外取締役 平成25年４月 アストマックス投信投資顧問株式会社代表取締役社長（現任）	125,000株
3	おばた　けんたろう 小　幡　健太郎 （昭和41年９月16日生）	平成２年４月 エース交易株式会社入社 平成４年10月 アストマックス株式会社（現アストマックス・トレーディング株式会社）へ出向 平成10年１月 同社へ転籍 運用部長 平成11年５月 同社　取締役 平成14年５月 同社　常務取締役 平成24年10月 当社　常務取締役　管掌役員（経営企画室、経理室、人事室、総務室、情報システム室 担当）（現任）	312,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	きそ　しんじ 木曽　慎二 （昭和53年11月29日生）	平成13年４月 大和証券エスエムビーシー株式会社（現大和証券株式会社）入社 平成13年10月 大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社（現大和ＰＩパートナーズ株式会社）へ出向 平成21年12月 株式会社大和証券グループ本社へ転籍経営企画部 平成23年７月 大和証券株式会社　経営企画部 大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社（現大和証券株式会社）　経営企画部 平成25年６月 株式会社大和証券グループ本社　経営企画部次長（現任） 大和証券株式会社　経営企画部次長（現任） 当社　社外取締役（現任） 平成26年５月 大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社　監査役（現任）	0株

（注）1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 木曽慎二氏は社外取締役候補者であります。
3. 木曽慎二氏につきましては、当社の主要株主の株式会社大和証券グループ本社において経営企画部次長を務められており、また税理士有資格者であることから、当社固有の問題点のみならず、幅広い専門的見地から当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンスの強化に寄与していただくため、社外取締役として選任するものであります。
4. 木曽慎二氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。
5. 当社は、木曽慎二氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金３百万円または法令が定める額のいずれか高い額としており、本総会において、同氏の再任が承諾された場合、本契約を継続する予定であります。

第４号議案　会計監査人選任の件

会計監査人新日本有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

当監査役会は、会計監査人の再任の適否について毎期検討することとしております。

このたび、複数の監査法人を対象に相互評価を行った結果、当社グループ会社のファンド監査を行っている有限責任監査法人トーマツを選任することが当社グループ全体の監査効率向上に資すると判断したため、監査役会の決定により当該監査法人を会計監査人の候補者といたしました。

会計監査人の候補者は次のとおりであります。

監査法人の名称：	有限責任監査法人トーマツ	
事務所の所在場所：	主たる事務所	東京都港区港南二丁目15番３号品川インターシティ
	その他の事務所	（国内） 札幌、仙台、盛岡、新潟、さいたま、千葉、横浜、長野、金沢、富山、静岡、名古屋、岐阜、三重、京都、大阪、奈良、和歌山、神戸、岡山、広島、松江、高松、松山、福岡、大分、熊本、鹿児島、那覇 （海外） 駐在員等派遣 約50都市(Deloitte Touche Tohmatsu Limitedとそのメンバーファーム)
沿　革　：	昭和43年５月	等松・青木監査法人設立
	昭和50年５月	トウシュ ロス インターナショナル＜TRI＞ （現 デロイト トウシュ トーマツ リミテッド＜DTTL＞）へ加盟
	平成２年２月	監査法人トーマツに名称変更
	平成21年７月	有限責任監査法人への移行に伴い、名称を有限責任監査法人トーマツに変更
監査関与会社：	3,587 社（平成26年９月末日現在） 金商法・会社法監査：957／金商法監査：18／会社法監査：1,093／学校法人監査：83／労働組合監査：61／その他の法定監査：443／その他の任意監査：932	
資　本　金　：	867百万円（平成27年３月末日現在）	
構 成 人 員 ：	6,186 名（平成27年３月末日現在）	
	社員(公認会計士)	553 名
	特定社員	136 名
	職員	
	公認会計士	2,626 名
	公認会計士試験合格者等（会計士補を含む）	1,330 名
	その他専門職	969 名
	事務職	572 名

以　上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

会場　東京都港区六本木一丁目６番１号
泉ガーデンタワー７階　コンファレンスセンター
ROOM4+5



〔会場への交通機関〕

■地下鉄

南北線「六本木一丁目」駅直結

日比谷線「神谷町」駅（出口２）徒歩６分